

# 陸上貨物運送事業のみなさまへ

愛知労働局

## 1 労働者の安全と健康を確保する

陸上貨物運送事業は、業務の大半が事業場外で行われるため管理が難しく、荷主事業場（出先）での作業は、運転者に任さざるを得ないといった声をしばしば耳にします。しかし本来、作業負担を軽減するための用具の配備や、新規に就業した者への教育、荷主への要請等は事業者が行うべきものであり、そのためには荷主事業場（出先）での作業の詳細を事前に把握しておく必要があります。特に単発でなく反復定例的に業務を請け負うものについては、把握に努めるべきでしょう。運転者は、業務に無理を感じた場合であっても、与えられた仕事をこなすしかありません。事業者がなすべきことを果たした上で運転者に作業を任せているのか、あるいは管理が難しいから全てを一任してしまっているのか、前者であるべきことは言うまでもありません。

労働安全衛生管理は、良質な働き手を確保し、事業を健全に運営するために欠くことのできないものです。以下に示す基本的な事項について今一度見直し、取組に努めましょう。

## 2 荷役作業の事前把握と評価

### 事前把握

積込場所、取卸場所それぞれについて、下記の事項を事前に把握し、安全な作業方法を検討しましょう。

#### 荷役作業の内容等

積込みした荷をそのまま取降ろすのか、小分けや積替えを行うのか、小分けや積替えを行う場合には、十分な広さの作業場所があるか等。

#### 高低差の有無、昇降設備の有無

プラットホーム等、荷台の高さに合わせた作業場所があるか、荷台への昇降が必要な場合には、安全に昇降できる設備があるか等。

#### 荷役機器の有無

テールゲートリフターを備えたトラックであるか、クレーン、フォークリフト、ロールボックスパレット等を使用するか、負担を和らげ効率を良くするため、用具が必要か、必要なものが用意されているか等。

#### 資格者等の充足状況

クレーン、フォークリフト、玉掛け、はい作業等について、資格者に作業を行わせるようしているか。

#### 作業人数の充足状況

作業人数は1名で足りるか、他の作業者が補助する体制があるか等。

### 評価

陸運事業者と荷主等で協議する場を設け、合同で荷役作業場所の巡視し、上記のことを含めてリスクアセスメントを行い、結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めましょう。

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」第2の4の(3) 参照）

### 書面化

荷役作業の方法を書面化するようにしましょう。その際、『安全作業連絡書』を活用する方法もあります。（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の「参考」参照）

## a トラック等からの墜落災害防止 -よくみられる災害と対策について-

### 昇降中の墜落

#### 昇降中の墜落は、全体の4分の1

- ・荷台等に昇降する際に墜落した事例は非常に多く、トラックからの墜落災害全体の、実に**約4分の1**を占めています。またそのうち約8割は、乗車中でなく、**降車中に**発生したものです。発生状況を詳しくみると、**昇降設備や足を掛ける適当な場所がない**状態で昇降しようとして墜落したものがほとんどです。

- ◆ 次の点をチェックし、十分でない場合には、車両に昇降設備を取り付けるか、あるいは昇降ステップや踏み台等を備え付け、これを使用するようにしましょう。
  - ・自社、荷主の両方に**プラットホーム**が有る等、昇降不要の措置が取られているか。
  - ・アオリを立てた状態、倒した状態それぞれについて、**足を掛けられる箇所があるか**。また、テールゲートリフターを格納した状態、張り出した状態それぞれについて、足を掛けられる箇所があるか。
  - ・足を掛けられる箇所がある場合、**荷台との位置関係**はどうか。荷役作業を行うために十分か。

### 荷台からの墜落

#### 荷台からの墜落でよくみられるケース

- ・荷台の端の**狭いスペース**を歩いていて、踏み外して墜落。
- ・荷さばき中、**荷物等が倒れ**、これに押される形で墜落
- ・荷さばき中、何らかの**反動**で墜落
  - バールが外れて、持っていた荷物の部分が外れて、荷物を持っていた手が滑って、荷が予想以上に重く体制を崩して等
- ・荷台上の**水や油分**すべり墜落（雨、雪の場合等）
- ・荷台上に置かれた**道具箱等**につまずいて墜落
- ・荷台上で作業中、**ドライバーが車両を発進**させてしまい墜落

- ◆ 荷台上にすき間なく荷物が積まれており、荷さばきのための足場になる部分や、通行する部分が残っていない場合がしばしばあります。荷台上での作業を見越し、可能な限り**余裕のある荷物の積み方**をするよう配慮しましょう。また、できるだけ荷台の端を歩行することを避け、後ずさりしないようにしましょう。
- ◆ 荷物等が倒れないようあらかじめ**積込みや積卸しの手順**を定めた上で作業を行いましょう。
- ◆ 作業内容にあわせてバール等、**負担や反動を和らげる用具**の使用を検討しましょう。また、反動があっても墜落しない方向に力を掛ける等の作業方法を検討しましょう。
- ◆ あらかじめ荷物の**重量と手を掛けることができる部分**を確認した上で作業を行いましょう。
- ◆ 雨や雪による水濡れに留意し、**水分、油分をこまめに拭き取り**ましょう。
- ◆ 道具箱等、つまずきの原因になるものを荷台に置かないよう、**整理整頓**に努めましょう。
- ◆ 2名以上で作業を行う場合は、**ドライバーとの連絡調整**に留意しましょう。

## シート掛け、ロープ掛け中の墜落

### シート掛け、ロープ掛け中の墜落でよくみられるケース

- シート掛け中に、シートが引っかかった反動で墜落
- ロープ掛け中に、ロープが外れた反動で墜落
- レバーブロック等で荷締めする際、ツメが外れた反動で墜落  
またはレバーブロック等を握った手が滑った反動で墜落
- 荷の上面で作業中にすべり、または踏み外して墜落。

- 荷の上面に登って行うシート掛け、ロープ掛け作業等は高所作業となるため、次のような措置が必要です。
  - 可能な限り**簡易作業床**の設置に努め、荷台のあおりに乗って行う作業等を避ける。
  - 高さ2m以上の場所で作業を行う場合には、安全帯取付設備を設置し、**安全帯**を使用させる。また、**保護帽**（墜落時保護用）を配付し着用させる。
  - 高さ1.5m以上の作業場所については、昇降を安全に行えるよう**昇降設備**を設置し、これを使用させる。
- 荷締め作業にあたっては、作業内容にあわせてレバーブロック等、**負担や反動を和らげる用具**の使用を検討しましょう。
- 作業面が狭いことに留意し、作業面の端を歩行することを避け、後ずさりしないようにしましょう。

## 車種、部位別にみられる墜落

### タンクローリーからの墜落でよくみられるケース

- はしごからタンクローリー上部に乗り移る際に墜落
- タンクローリー上部の「防護枠」及び側面の「側面枠」を作業床にして点検や清掃を行っていた際に墜落



- 可能であれば、手を添えて乗り移りができるよう、はしごの上端を伸ばす等の改善を行う。
- 点検や清掃作業は、可能な限り足場を設置して行う。困難な場合には安全帯取付設備を設置し、**安全帯**を使用させる。また、**保護帽**（墜落時保護用）を配付し着用させる。

### テールゲートリフターからの墜落でよくみられるケース

- 荷役中に誤ってゲートを下げてしまい墜落
- ストッパーが正しく上がっておらず、または踏みおろしてしまったために墜落
- 荷台からゲートに乗り移ろうとしてゲートが上がっておらず墜落



- 誤って押すことがないよう操作ボタンを改善する。また、昇降版に乗ってテールゲートリフターの操作を行わないようにする。
- ロールボックスパレットを移動するときは、ストッパーが出ていることを確認する。
- 荷台からゲートに乗り移る際は、ゲートの状態を確認する。

## b 交通災害防止、腰痛防止

### ガイドライン、指針に基づく取組

- ◆ 交通労働災害を防止するため、適正な労働時間の管理、走行管理、走行計画の作成、点呼の実施等に努めましょう。（「交通労働災害防止のためのガイドライン」参照）
- ◆ トラックの運転作業等によって長時間の姿勢拘束下で振動にばく露すると、腰痛が発生しやすくなります。運転座席の改善、車両運転等の時間管理、荷物の積み卸し作業後的小休止の確保等により腰痛防止に努めましょう。（「職場における腰痛予防対策指針」参照）

## c 一般的な安全衛生管理

### 安全衛生管理体制の整備

- ◆ 労働者数 50 人以上の事業場においては、資格を有する者のうちから安全管理者、**衛生管理者**、**産業医**等を選任し、所轄労働基準監督署に選任報告を行った上で、職務を行わせることが必要です。
- ◆ また、**安全衛生委員会**の会議を毎月 1 回以上開催し、議事の概要を労働者に周知させた上で、記録を 3 年間保存することが必要です。
- ◆ 労働者数 10 人以上 50 人未満の事業場においては、資格を有する者のうちから**安全衛生推進者**を選任し、氏名を労働者に周知の上、職務を行わせることが必要です。

### 健康診断、面接指導、ストレスチェック等の実施と事後措置

- ◆ 常時使用する全ての労働者に対し、**雇入時の健康診断**及び、1 年以内ごとに 1 回、**定期健康診断**を実施し、記録を 5 年間保存することが必要です。
- ◆ 深夜業（午後 10 時～午前 5 時までの業務）その他、一定の有害な業務に従事する労働者に対し、6 ヶ月以内ごとに 1 回、**特定業務従事者健康診断**を実施し、記録を 5 年間保存することが必要です。
- ◆ 健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、就業上の措置等についての意見を医師から聴取し※、結果を踏まえて**事後措置**を講ずることが必要です。
- ◆ 時間外・休日労働時間が月 100 時間または 80 時間を超える等の労働者については、**医師による面接指導等**を実施し、記録を 5 年間保存することが必要です。また、就業上の措置等についての意見を医師から聴取し※、結果を踏まえて事後措置を講ずることが必要です。
- ◆ 労働者数 50 人以上の事業場においては、常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、医師、保健師等による**ストレスチェック**を実施し、その結果が労働者に通知されるようにすることが必要です。また、要件に該当する者が申し出たときは医師による面接指導を実施し、就業上の措置等についての意見を医師から聴取の上※、結果を踏まえて適切な措置を講ずることが必要です。

※ 医師からの意見聴取の際は、下記の区分で医師等の判断を求めることが適当です。

就業区分		就業上の措置の内容	
区分	内 容		
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の短縮</li> <li>・時間外労働の制限</li> <li>・作業の転換</li> <li>・深夜業の回数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張の制限</li> <li>・労働負荷の制限</li> <li>・就業場所の変更</li> <li>・昼間勤務への転換</li> </ul> <p>等の措置を講じる。</p>
要 休 業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。	

参考 「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」

「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」